

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月27日
【四半期会計期間】	第65期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)
【会社名】	ソントン食品工業株式会社
【英訳名】	SONTON FOOD INDUSTRY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 紳一郎
【本店の所在の場所】	東京都文京区千石四丁目39番17号
【電話番号】	東京(03)5976—5731番
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 塩村 智彦
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区千石四丁目39番17号
【電話番号】	東京(03)5976—5731番
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 塩村 智彦
【縦覧に供する場所】	ソントン食品工業株式会社大阪支店 (大阪府茨木市白川一丁目1番44号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年2月10日に提出いたしました第65期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）の四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(5) 主要な設備

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

追加情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(5) 主要な設備

(訂正前)

重要な設備の新設等

当第3四半期連結累計期間において、新たに確定した重要な設備の計画は以下のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額（千円）		資金調達方法	着手年月	完了予定	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	大阪工場 (大阪府茨木市)	建物・生産設備更新	4,384,000	<u>1,720,980</u>	自己資金	平成23年 8月	平成25年 10月	—

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

重要な設備の新設等

当第3四半期連結累計期間において、新たに確定した重要な設備の計画は以下のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額（千円）		資金調達方法	着手年月	完了予定	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	大阪工場 (大阪府茨木市)	建物・生産設備更新	4,384,000	<u>1,695,100</u>	自己資金	平成23年 8月	平成25年 10月	—

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

第一部 【企業情報】

第4 【経理の状況】

1 【四半期連結財務諸表】

【追加情報】

(訂正前)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。 平成24年3月31日まで 40.7% 平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.0% 平成27年4月1日以降 35.6% この税率の変更により繰延税金資産の純額が86,934千円減少し、当第3四半期連結累計期間に計上された法人税等調整額が89,495千円増加しております。

(訂正後)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。 平成24年3月31日まで 40.7% 平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.0% 平成27年4月1日以降 35.6% この税率の変更により繰延税金資産の純額が86,934千円減少し、当第3四半期連結累計期間に計上された法人税等調整額が89,495千円増加しております。